

講習会提供規約

浜松市リハビリテーション病院
スポーツ医学センター

第1条（規約の目的）

この規約（以下「本規約」という）は、浜松市リハビリテーション病院 スポーツ医学センター（以下「当センター」という）が提供する講習会の受講に関して定めたものであり、講習会の受講を希望し受講される方（以下「受講者」という）に適用されます。

本規約と異なる内容について当センターと受講者との間で合意に至った事項については、合意内容を優先するものとします。

第2条（申込）

受講者は、当センター指定の申込書に必要事項を記入のうえ、事務局指定のメールアドレスに送信するか、FAX または郵送にて送付するかの方法で講習会の受講を申し込むものとします。受講者が前項に定める講習会の申込みをした時点で本規約に合意したものとみなされます。

当センターは、受講者からの申し込み受付後、受講が不可能な場合はその旨を通知し、可能である場合は受講者に受付メールを送付します。受付メールが受信された段階で当センターと受講者との間に講習会受講契約が成立したものとみなします。

第3条（料金及び支払い）

講習会の料金（以下「参加費」という）は、以下に規定した通りとなります。

『チーム単位の傷害予防講習会（スポーツ傷害予防出張セミナー）』

参加者1名あたり **500円（税込）**

受講者は、上記参加費を講習会当日に現金にてお支払い下さい。

また、申込時の人数から変更がある場合には講習会の2日前までにご連絡下さい。

『当センター主催のその他の講習会』

講習会毎に参加費を規定

受講者は、参加費を指定の方法でお支払い下さい。

第4条（講習会）

講習会の内容、日時、その他具体的内容については浜松市リハビリテーション病院ホームページ、もしくは講習会案内に記載したとおりとします。

講習会の具体的内容は変更される場合があります。受講者は事前に確認して下さい。

講習会が所定の人数に満たない場合には、その講習会の開催を中止する場合があります。

第5条（キャンセル）

講習会のキャンセルは、講習会が開催される日時の7日以上前であれば認められます。6日前以降のキャンセルは当センターに故意又は過失が認められない限り認められません。

第6条（日程変更）

『チーム単位の傷害予防講習会』においては、該当チーム責任者と当センター事務局との協議の上、日程変更をできるものとします。

また、当センターの都合で日程変更が行われることもあります。

第7条（禁止事項）

受講生は講習会受講に際し、次に定める事項を行うことは禁止されます。本条の禁止事項を遵守しない場合、当センターは、当センターの判断で受講者に対して講習会の中途退席、その後の受講の停止、又は損害賠償の請求を行うことができ、その場合に当センターは受講者に対し既に支払われた代金を返金する義務を負わないものとします。

- ・本規約及び法令違反行為。
- ・講習会の内容の録音、録画、ダウンロード、ライブ配信。（許可があった場合を除く）
- ・講習会の講師の指示に従わない等の行為。
- ・講習会の運営を妨害する行為、他の受講者に対する迷惑行為。

第8条（秘密保持及び個人情報）

受講者は、講習会受講時に開示又は提供された個人情報を含むすべての情報（以下「機密情報」という）を、事前に相手方の同意を得ることなく、個人の研鑽目的以外の使用、又は第三者に開示又は提供してはならないものとします。ただし、個人情報を除く機密情報のうち、以下に該当するものについてはこの限りではありません。

- ・開示又は提供に関し、講習会の講師から許可が得られた情報
- ・開示又は提供された時点において、既に自己が保有している情報
- ・開示又は提供によらず、独自に取得した情報

本条の機密保持義務は、講習会終了後も存続するものとします。

当センターは、本条の定めに関わらず、受講者の個人情報を受講者の意志に反しない限り、当センターで行う他の講習会の通知のために使用することができるものとします。

第9条（知的財産権等）

講習会に関して生じた肖像権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む）等の知的財産権、その他の権利（以下「知的財産権等」という）は、特別の定めがない限り当センターに帰属するものとします。

第 10 条 （保証及び免責）

当センターは、講習会の内容及び受講後の成果については特別の定めがない限り保証を行わないものとします。

当センターは、当センターに故意又は重大な過失が認められる行為により受講者に損害を与えた場合には、通常かつ直接の損害に限り受講者が被った損害を賠償するものとします。損害賠償額は、当該損害発生の原因となった講習会の代金として当センターが受領した金額を上限とします。

前項は、契約責任、不法行為責任その他法律上の請求理由を問わず、適用されるものとします。

第 11 条 （中断・停止、内容の変更、終了）

当センターは、講習会の運営上必要な設備の設置・システムの保守作業、又は天災等の不可抗力により必要であると判断した場合、受講者への事前の通知又は承諾を要せずして、一時的に講習会を中断・停止できるものとします。

講習会は当センターの判断により一部又は全てを終了できるものとします。

その場合に受講者に生じた損害について、当センターは責めを負わないものとします。

第 12 条 （権利及び地位の譲渡等）

受講者は、講習会受講の権利を他者に譲渡することができます。

その際は、当センター事務局に、受講者の変更連絡を行うことを義務とします。

第 13 条 （準拠法・合意管轄）

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、当センター及び受講者間の協議によっても、講習会に関する紛争が円満に解決できない場合は、当センター及び受講者は、第一審の専属的合意管轄裁判所を静岡地方裁判所とすることに合意するものとします。

第 14 条 （協議）

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合については、当センター、受講者双方誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

講習会提供規約

2019年12月25日 施行

発行／浜松市リハビリテーション病院

編集／スポーツ医学センター事務局

〒433-8511

浜松市中区和合北1丁目6-1

TEL : 053-471-8331

FAX : 053-474-8819